

木下ひろし豊島区議会活動報告



木下ひろし テキパキ通信



事務連絡

2000年12月1日号 vol.59

発行責任者：本川忠治 豊島区長崎 3-28-2

木下ひろし連絡先：TEL3554-4009 長崎3-20-5 202号

豊島区の暮らしの全ての情報掲載

わたしの便利帳2000

区役所、区民事務所等で好評無料配布中

豊島区の暮らしの情報満載！

- ・福祉サービス、高齢者介護申し込み
- ・保育園等子育て情報
- ・生活資金の貸し付け等生活の相談窓口等豊島区暮らしの【百科辞典】です。

区役所1F受付、区民事務所にて無料配布しています。又、ご希望の方は木下までご連絡下さい。



「長崎友の会」

会員活躍！

区にカラオケセット寄贈へ高齢者事業で活用
区から感謝状送られる

「長崎友の会」の海老沢文子さんが、11月カラオケセットを区に寄贈。高齢者向けの新規事業に活用される事になり、区から【感謝状】が送られました。

「長崎友の会」では例年、老人ホームへの雑巾贈呈等福祉ボランティア活動を行なっています。皆様のご協力をお願いします。



あっせん利得処罰法・改正少年法等成立

あっせん利得処罰法

- ①政治家などが要請を受けて公務員に働き掛け、対価として報酬を受け取ることを禁じる法律。来年3月から施行。
- ②国会議員のほか地方議員、首長及び公設秘書も明記した。
- ③対象となる行為については、国や地方公共団体などの契約、処分に限定している。
- ④違反者は、国会議員は三年以下の懲役、公設秘書は二年以下の懲役。
* 清潔な党公明党として政官業の癒着一掃に全力をあげてきた成果。
* 民主党等野党案は「私設秘書も含む」とあわてて修正案を出し反対してきたが、【自・社・さ】政権崩壊の原因となったこの法案が成立できた事実、専修大学教授、藤本一美氏が「“自民党補完型”でない新しい連立の形を誕生させた」等、識者から大いに賞賛されている。

改正少年法

- ①刑事処分年齢を16歳から14歳に引き下げる。
- ②故意で死亡させた場合家庭裁判所から検察に逆送する。
- ③被害者の遺族に意見陳述・記録のコピーを認める。
- ④審判に3人の裁判官による合議制導入し重大事件には検察の関与も可能にする。



その他の公明党主導で成立した法律

- ・IT基本法、公共事業適正化法、マンション管理法等が成立。

◇都営住宅申し込み◇

*** 募集期間：12月1日～8日**

* 申し込み書：区役所1F受付、
区民事務所等に用意

【都営住宅年間募集スケジュール】

- 5月：家族向け・新築・空き家
- 6月：ポイント式（母子・高齢者世帯）
- 11月：家族向け・新築・空き家
- 12月：ポイント式（母子・高齢者世帯）

☆都営住宅の問い合わせ：都住宅局 5320-7820



【無料法律相談のご案内】

- ①公明党法律相談：毎月第1、第3木曜日 14時～ 場所=公明党控室
(区役所4F)
- ②区法律相談：Tel 3981-7601に申し込み 13時～ 場所=区民センター2F

皆様の声をこちらまで!! 木下自宅：3554-4009・公明控室 3981-1428

E-Mailアドレス：toskomei@din.or.jp(木下専用アドレスですお気軽に！)

* 豊島区ホームページ：<http://www.toshima.ne.jp/~city/>